

子ども・子育て支援新制度について

1 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。市町村が中心となって支援をすすめ、国、県が制度面、財政面から支えます。

2 制度のポイント

①保育認定、教育標準時間認定（p5）

以前は、保育園に希望を出して、保育園に入れたら「保育が必要である」と認定されたイメージがありましたが、保育が必要なケースに入所ができるということを明確にするため「保育認定」を最初に受けることとなります。幼稚園等の場合は「教育標準時間認定」となります。

②3つの認定区分（p5）

- ・ 1号認定：満3歳以上の学校教育（幼稚園等）のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- ・ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

③保育標準時間と保育短時間（p6）

- ・ 保育標準時間：保育所の最大利用可能時間が1日11時間
- ・ 保育短時間：保育所の最大利用可能時間が1日8時間

④利用の手続き（p7）

- ・ 1号認定の場合：幼稚園、認定こども園に直接申し込みます。
- ・ 2、3号認定の場合：市町村に直接申請します。

⑤保育料の設定と軽減策（p8）

認定区分や所得により保育料が決定されます。きょうだいで利用する場合は保育料が軽減されます。（国が最低基準の指針を示したということです。このほかに自治体が独自に軽減策をはかることもあります。）

3 施設と子育て支援事業（p 3, 4）

①教育・保育の場

- ・幼稚園
- ・認定こども園
- ・保育所
- ・地域型保育…家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

②認定こども園（p 3）

以前は子どもを預ける環境は、親が働いていたら保育所、働いていなかったら幼稚園という考え方でした。認定こども園は、0～5歳の子どもの教育と保育を一体的に行う施設です。3歳以上の子どもは、保護者の就労の有無や状況の変化に関わりなく、継続して通い続けることができます。

③子育て支援事業（p 9, 10）

さまざまな家庭の状況に対応できるよう、きめの細かい子育て支援メニューを用意できるようになっています。

【主な支援事業】

- ・放課後児童クラブ…学童保育。小学6年生まで利用が拡大しました。
- ・地域子育て支援拠点…未就園児の親子の交流の場です。
- ・一時預かり…急な用事などのため子どもを預かります。
- ・病児保育…病気や病後の子どもを預かります。
- ・乳児家庭全戸訪問…生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問します。
- ・ファミリーサポートセンター
…預かりなどについて保護者と援助者が相互に助け合う活動を行います。

4 市町村の役割

①子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援についての需給計画です。新制度の実施主体である市町村が作成します。

②市町村が設置する「子ども・子育て会議」

市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」です。「子ども・子育て支援事業計画」の作成、変更について意見するなどの役割があります。